



JAL Cargo Sales Co.,Ltd.

JAL Bldg. 16F

4-11, Higashi-shinagawa 2 chome

Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002

Tel: 03-5460-5747(~8) / Fax: 03-5460-5859

JCS-INFO-09-004

2009年5月11日

お客様各位

株式会社 ジャルカーゴセールス

2009年6月 燃油サーチャージ適用額のお知らせ(政府認可申請中)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。さて、燃油サーチャージ改定基準に基づいた2009年4月のシンガポール燃油平均価格は、「パレル 59.10 米ドル」となりましたので、2009年6月から燃油サーチャージ適用額を改定することとし、本日、国土交通省に申請いたしましたので、ご案内申し上げます。

JALグループでは、費用削減、収支改善に努めておりますが、航空燃油費の一部を引き続きご負担頂くことにつきまして、何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

《今回の燃油サーチャージ適用額》

燃油サーチャージ適用額として、①遠距離路線に¥38/kg、②アジア遠距離路線に¥33/kg、③アジア近距離路線に¥28/kgを、国土交通省に認可申請中です。

燃油設定指標 (米ドル/バレル)	燃油サーチャージ適用額		
	①遠距離路線	②アジア遠距離路線	③アジア近距離路線
75.00 以上 80.00 未満	¥66	¥57	¥48
70.00 以上 75.00 未満	¥59	¥51	¥43
65.00 以上 70.00 未満	¥52	¥45	¥38
60.00 以上 65.00 未満	¥45	¥39	¥33
55.00 以上 60.00 未満	¥38	¥33	¥28
50.00 以上 55.00 未満	¥31	¥27	¥23
45.00 以上 50.00 未案	¥24	¥21	¥18
40.00 以上 45.00 未案	¥17	¥15	¥13
35.00 以上 40.00 未満	¥10	¥9	¥8
35.00 未満	廃止		

***2009年6月1日発行の航空運送状(AWB)から適用させていただきます。**

*燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量に対して適用致します。

*燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用致しません。

*燃油サーチャージの金額は航空運送状の「Other Charges」欄に「MYC」のコードを付けてご記入頂き、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入下さい。

*燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と、同じでなければなりません。

*他国発貨物につきましても各国政府の認可が条件となります。詳しくは弊社営業所までお問い合わせ下さい。

以上